

質問に対する回答書

小平町

事業名：小平町水道スマートメーター導入事業

番号	書類	項目	質問内容	回答
1	実施要領	P 5 5-(2)	プレゼンテーション及びヒアリングに参加可能な人数の上限がありましたらご教示願います。	1事業者様上限3名でお願いいたします。
2	実施要領	P 6 6-(3)	プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、提出する企画提案書に含まれない、動画の再生やシステムのデモンストレーションを実施しても差し支えないでしょうか。	企画提案書に含まれない内容の資料等の作成、動画の再生やデモンストレーション等は認めません。
3	仕様書	P 1 5-(1) -①	現在設置されている電子式水道メーター及び水道メーター用表示器は、指針値等の情報を液晶で表示するもので、使用する電文は平成5年9月東京都水道局制定「自動検針メーター通信機能仕様 (Ver2.6A)」に準拠したものであるという認識でお間違いないでしょうか。 また、差し支えなければ、採用メーカーをご教示いただけますと幸いです。	ご認識のとおりです。 個別に回答いたします。
4	仕様書	P 1 5-(1) -②	「屋外設置型」と記載がありますが、風雨や雪に耐える防水・防塵性を備えた製品であれば差し支えない（水没に対する完全防水までは求めない）という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。

5	仕様書	P 3 5-(4) -①	<p>「利用者がアプリをダウンロードすることで、アプリでも使用可能であること」と記載ありますが、こちらはスマートフォンやPC端末、タブレット端末などから、Webブラウザを通じてアクセスする、Webアプリによる運用でも宜しいでしょうか。</p>	問題ございません。
6	提案評価基準	P 5 2-(1) -②③ P 5 2-(2)	<p>2 (1) ②・③に「小平町のLGWAN環境から接続可能とするためのセットアップ費用を算出すること」と記載が見受けられますが、仕様書4ページ6「各種システムの利用条件」の内容より、インターネット回線による接続も可とする仕様であると認識しております。</p> <p>若しもインターネット回線による接続でシステムを運用する場合、小平町様の既存の設備（インターネット接続用の専用PC端末・回線など）を使用することはできるのでしょうか。</p> <p>若しくはその為のPC端末やインターネット回線、及び回線のランニングコストは、契約者側が手配・支払をする必要があるのでしょうか。</p>	<p>自動検針システム及び利用者Web通知システムについて「小平町のインターネットおよびLGWAN環境から接続可能とするためのセットアップ費用を算出すること」に読み替えをお願いいたします。</p> <p>接続には小平町の既存の設備（インターネット接続用の専用PC端末・回線など）を使用いたします。</p> <p>PC端末やインターネット回線、及び回線のランニングコストは、小平町側で負担いたします。</p>
7	提案評価基準	P 6 2-(2) -③	<p>2 (2) ③に「利用者向けプッシュ通知」との記載がございますが、仕様書には、利用者へのお知らせについて、プッシュ通知、メール通知の指定は記載されておられません。</p> <p>弊社のサービスはメール通知ですが宜しいでしょうか。</p>	<p>メール通知でも問題ありません。ただしメール通知に必要な料金が発生する場合は、費用算出の上、見積をお願いいたします。</p>